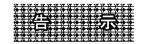


長野県報

7_月21_日(木) ^{令 和 4 年 (2022年) 第323号}

目 次

告	- 示	
	社会福祉士及び介護福祉士法に基づく特定行為業務を行う者の登録(介護支援課)	2
	自然公園法に基づく国定公園事業の決定及び図書の縦覧 (4件) (自然保護課)	2
	家畜改良増殖法に基づく種畜証明書の交付(園芸畜産課家畜防疫対策室)	3
	解除予定保安林にする旨の通知(3件)(森林づくり推進課)	4
	公共測量の実施 (3件) (建設政策課)	5
	公共測量の終了 (2件) (建設政策課)	6
	電線共同溝を整備すべき道路の指定(道路管理課)	6
	道路の区域変更及び関係図面の縦覧(2件)(道路管理課)	6
	道路の供用開始及び関係図面の縦覧(2件)(道路管理課)	7
	公職選挙法に基づく長野県知事選挙の執行(選挙管理委員会)	8
	長野県知事選挙に用いる投票用紙の様式(選挙管理委員会)	8
	長野県知事選挙における選挙長及び職務代理者の選任(選挙管理委員会)	9
	長野県知事選挙における選挙長の事務を行う場所(選挙管理委員会)	9
	長野県知事選挙における候補者がポスター掲示場にポスターを掲示することのできる期日(選挙管理委員会)…	10
	長野県知事選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時(選挙管理委員会)	10
	長野県知事選挙における各候補者の政見放送の順序を定めるくじを行う場所及び日時(選挙管理委員会)	10
	長野県知事選挙において経歴放送のみを行う候補者の放送(選挙管理委員会)	10
	長野県知事選挙の選挙会の場所及び日時(選挙管理委員会)	11
	公職選挙法に基づくポスターの掲示の禁止(選挙管理委員会)	11
	公職選挙法に基づく寄附の禁止 (選挙管理委員会)	11
	地方自治法等に基づく直接請求のための署名の禁止(選挙管理委員会)	11
	長野県知事選挙における選挙立会人のくじを行う場所及び日時(選挙管理委員会)	11
公	· 告	
	大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による届出及び届出書の縦覧(産業政策課)	12
	大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による届出及び届出書等の縦覧 (5件) (産業政策課)	13
	家畜伝染病発生の届出(園芸畜産課家畜防疫対策室)	18
	県営土地改良事業の工事の完了(農地整備課)	18
正	誤(自然保護課)	19



長野県告示第378号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)附則第27条第1項の特定行為業務を行う者の登録を次のとおり行いました。

令和4年7月21日

長野県知事 阿 部 守 一

(登録特定行為事業者 看護小規模多機能型居宅介護 不特定の者対象)

 事業者の名称
 事業所の名称
 事業所の所在地
 登録した年月日

 上伊那医療生活協同組合
 看護小規模多機能やまなみ
 長野県上伊那郡飯島町飯島2050-1
 令和4年7月16日

(登録特定行為事業者 有料老人ホーム (住宅型) 不特定多数の者対象)

事業者の名称事業所の名称事業所の所在地登録した年月日株式会社中澤有料老人ホームこころ長野県佐久市甲1185-3令和4年7月16日

(登録特定行為事業者 訪問介護 不特定多数の者対象)

事業者の名称事業所の名称事業所の所在地登録した年月日株式会社中澤ヘルパーステーションなごみ長野県佐久市甲1185-3令和4年7月16日

(登録特定行為事業者 通所介護 不特定多数の者対象)

事業者の名称事業所の名称事業所の所在地登録した年月日株式会社中澤デイサービスなごみ長野県佐久市甲1185-3令和4年7月16日

介護支援課

長野県告示第379号

自然公園法(昭和32年法律第161号)第9条第2項の規定により、中央アルプス国定公園に関する公園事業を次のとおり 決定しました。

この公園事業を表示した図書は、長野県環境部自然保護課及び上伊那地域振興局並びに宮田村役場において縦覧に供します。

令和4年7月21日

長野県知事 阿 部 守 一

決定した公園事業の名称及び種類並びに位置

名称及び種類	位置
宝剣岳避難小屋	[位置] 上伊那郡宮田村

自然保護課

長野県告示第380号

自然公園法(昭和32年法律第161号)第9条第2項の規定により、中央アルプス国定公園に関する公園事業を次のとおり 決定しました。

この公園事業を表示した図書は、長野県環境部自然保護課及び上伊那地域振興局並びに宮田村役場において縦覧に供します。

令和4年7月21日

長野県知事 阿 部 守 一

決定した公園事業の名称及び種類並びに位置

名称及び種類	位	置
宝剣岳野営場	[区域] 上伊那郡宮田村	

自然保護課

長野県告示第381号

自然公園法(昭和32年法律第161号)第9条第2項の規定により、中央アルプス国定公園に関する公園事業を次のとおり 決定しました。

この公園事業を表示した図書は、長野県環境部自然保護課及び上伊那地域振興局並びに宮田村役場において縦覧に供します。

令和4年7月21日

長野県知事 阿 部 守 一

決定した公園事業の名称及び種類並びに位置

名称及び種類	位置
八丁坂線道路(歩道)	[路線] 八丁坂線(上伊那郡宮田村)

自然保護課

長野県告示第382号

自然公園法(昭和32年法律第161号)第9条第2項の規定により、中央アルプス国定公園に関する公園事業を次のとおり 決定しました。

この公園事業を表示した図書は、長野県環境部自然保護課及び上伊那地域振興局並びに宮田村役場において縦覧に供します。

令和4年7月21日

長野県知事 阿 部 守 一

決定した公園事業の名称及び種類並びに位置

名称及び種類	位置
濃ヶ池線道路(歩道)	[路線] 濃ヶ池線(上伊那郡宮田村)

自然保護課

長野県告示第383号

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第8条第1項の規定により、農林水産大臣から次のとおり種畜証明書を交付した旨通報がありました。

令和4年7月21日

長野県知事 阿 部 守 一

定期種畜検査に基づく交付

	種 畜 証明書 番 号	家畜 の 種類	П	種	名 前 (登録番号)	飼養者の住所氏名	等級	有効期限	有効区域
第 32	2220020001 号	豚	大ヨーー種	クシャ	フレッド ボナビスタ フジ トピックス 1 7 261 (日豚w子 WW22-A000956)		2級	令和4年5月13日 (令和5年5月12日	全国一円
第 32	2220020002 号	豚	大ヨーー種	クシャ	フレッド ボナビスタ フジ トピックス 4 7 296 (日豚w子 WW22-A000962)		2級	令和4年5月13日 〈 令和5年5月12日	全国一円

第 11381010015 号	牛	黒毛和種 13810 1001 5	紀之国	(全和黒原	5750)	松本市 美ヶ原牧場畜産 農業協同組合	2級	令和4年5月13日 〈 令和5年5月12日	全国一円	
第 11336300062 号	牛	黒毛和種 13363 0006 2	乱太郎	(全和黒	15059)	諏訪郡原村 岡部和弘	2級	令和4年5月17日 (令和5年5月16日	全国一円	

園芸畜産課家畜防疫対策室

長野県告示第384号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第 30条の規定により告示します。

令和4年7月21日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 解除に係る保安林の所在場所
 - 千曲市大字上山田字大窪3757の525、3757の526
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由

道路用地とするため

森林づくり推進課

長野県告示第385号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

令和4年7月21日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 解除に係る保安林の所在場所 下水内郡栄村大字堺字村木2097の5
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由

指定理由の消滅

森林づくり推進課

長野県告示第386号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第 30条の規定により告示します。

令和4年7月21日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 解除に係る保安林の所在場所
 - 下水内郡栄村大字堺字村木2097の1 (次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
 - 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を長野県林務部森林づくり推進課及び栄村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づく	り推進課

長野県告示第387号

長野県長野建設事務所長から、次のとおり測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の 規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

野

報

令和4年7月21日

長野県知事 阿 部 守 一

1 作業種類

公共測量 航空レーザ測量

2 作業期間

令和4年5月20日から令和5年1月24日まで

3 作業地域

長野市、須坂市、上高井郡小布施町、上高井郡高山村、上水内郡信濃町、上水内郡飯綱町、上水内郡小川村

建設政策課

長野県告示第388号

長野県北信建設事務所長から、次のとおり測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の 規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和4年7月21日

長野県知事 阿 部 守 一

1 作業種類

公共測量 航空レーザ測量 地図情報レベル 1000

2 作業期間

令和4年5月21日から令和5年1月25日まで

3 作業地域

中野市、飯山市、下高井郡山ノ内町、下高井郡木島平村、下高井郡野沢温泉村、下水内郡栄村

建設政策課

長野県告示第389号

松本市長から、次のとおり測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共 測量を実施する旨の通知がありました。

令和4年7月21日

長野県知事 阿 部 守 一

1 作業種類

公共測量 松本市基本図修正

2 作業期間

令和4年6月21日から令和5年3月3日まで

3 作業地域

松本市

建設政策課

長野県告示第390号

国土交通省中部地方整備局浜松河川国道事務所長から、次のとおり測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和4年7月21日

長野県知事 阿 部 守 一

1 作業種類

公共測量 航空レーザ測量

2 作業期間

令和3年6月15日から令和4年3月25日まで

3 作業地域

下伊那郡天龍村

建設政策課

長野県告示第391号

長野県佐久地域振興局長から、次のとおり測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の 規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和4年7月21日

長野県知事 阿 部 守 一

1 作業種類

公共測量 基準点測量

2 作業期間

令和3年12月27日から令和4年6月27日まで

3 作業地域

佐久市

建設政策課

長野県告示第392号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号)第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定します。

令和4年7月21日

長野県知事 阿 部 守 一

道路の種類	路線名	区間		
県道	中野豊野線	中野市西一丁目1693番の7地先から 中野市大字中野字岩舟境1690番の3地先まで		
県道	中野豊野線	中野市西二丁目1211番の2地先から 中野市西一丁目1693番の7地先まで		

道路管理課

長野県諏訪建設事務所告示第3号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和4年8月9日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県諏訪建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和4年7月21日

長野県諏訪建設事務所長 胡 桃 敏 成

- 1(1) 道路の種類 県道
 - (2) 路線名 諏訪辰野線
 - (3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延 長
諏訪市上川2丁目1501番の3地先から 諏訪市上川2丁目2751番の8地先まで	旧	$m \\ 8.0 \sim 18.4$	Km 0. 4904
同 上	新	$18.3 \sim 29.2$	0. 4904

- 2(1) 道路の種類 県道
 - (2) 路線名 諏訪辰野線
 - (3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延 長
諏訪市高島4丁目1496番の14地先から 諏訪市高島4丁目1499番の1地先まで	旧	9. 1 \sim 9. 2	Km 0.1527
同 上	新	$18.0 \sim 25.3$	0. 1527

道路管理課

長野県松本建設事務所告示第7号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和4年8月9日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和4年7月21日

長野県松本建設事務所長 藤 本 済

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大町麻績インター千曲線
- 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
東筑摩郡生坂村大字東広津16106番の1地先から 東筑摩郡生坂村大字東広津16138番の2地先まで	旧	m $4.9 \sim 16.6$	Km 0. 1164
同 上	新	4.9 ∼ 17.8	0. 1164

道路管理課

長野県諏訪建設事務所告示第4号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和4年8月9日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県諏訪建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和4年7月21日

長野県諏訪建設事務所長 胡 桃 敏 成

- 1(1) 路 線 名 諏訪辰野線
 - (2) 供用を開始する区間 諏訪市上川2丁目1501番の3地先から 諏訪市上川2丁目2751番の8地先まで
 - (3) 供用を開始する期日 令和4年7月21日

2 (1)	路	線	名	諏訪辰野線

(2) 供用を開始する区間

諏訪市高島4丁目1496番の14地先から 諏訪市高島4丁目1499番の1地先まで

(3) 供用を開始する期日 令和4年7月21日

道路管理課

長野県松本建設事務所告示第8号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和4年8月9日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和4年7月21日

長野県松本建設事務所長 藤 本 済

- 1 路 線 名 大町麻績インター千曲線
- 2 供用を開始する区間

東筑摩郡生坂村大字東広津16106番の1地先から 東筑摩郡生坂村大字東広津16138番の2地先まで

3 供用を開始する期日 令和4年7月21日

道路管理課

選告示第34号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第33条第1項の規定により、令和4年8月7日長野県知事選挙を執行します。 令和4年7月21日

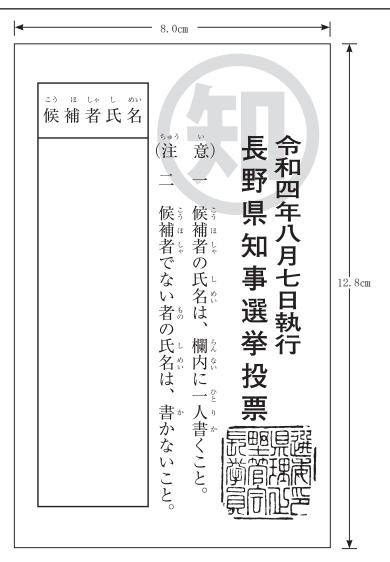
長野県選挙管理委員会委員長 北 島 靖 生

選挙管理委員会

選告示第35号

令和4年8月7日執行の長野県知事選挙に用いる投票用紙の様式を次のように定めました。 令和4年7月21日

長野県選挙管理委員会委員長 北 島 靖 生



(備考) 1 用紙は、鶯色に黒刷りとする。

- 2 印は刷り込みによるものとする。
- 3 点字投票用紙には、点字表記を行う。

選挙管理委員会

選告示第36号

令和4年8月7日執行の長野県知事選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任しました。 令和4年7月21日

長野県選挙管理委員会委員長 北 島 靖 生

職	3	名	住 所	E	E	名	5
選	挙	長	上伊那郡中川村葛島959番地 1	北	島	靖	生
選挙長の職務を代理すべき者			長野市川中島町御厨333番地22	滝	沢	裕	之

選挙管理委員会

選告示第37号

令和4年8月7日執行の長野県知事選挙における選挙長の事務を行う場所は、次のとおりです。 令和4年7月21日

長野県選挙管理委員会委員長 北 島 靖 生

選挙長の氏名 北島靖生

事務を行う場所 長野市大字南長野字幅下692の2

長野県選挙管理委員会室。ただし、7月21日の立候補受付事務は、長野市大字南長野字幅下692の2 長野県議会棟404号及び405号会議室

選挙管理委員会

選告示第38号

令和4年8月7日執行の長野県知事選挙における候補者がポスター掲示場にポスターを掲示することのできる期日は、次のとおりです。

令和4年7月21日

長野県選挙管理委員会委員長 北 島 靖 生

令和4年7月21日

選挙管理委員会

選告示第39号

令和4年8月7日執行の長野県知事選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりです。

令和4年7月21日

長野県選挙管理委員会委員長 北 島 靖 生

- 1 場 所 長野市大字南長野字幅下692の2
 - 長野県選挙管理委員会室
- 2 日 時 令和4年7月22日 午後5時30分

選挙管理委員会

選告示第40号

政見放送及び経歴放送実施規程(平成6年自治省告示第165号)第14条第1項の規定により、令和4年8月7日執行の長野県知事選挙における各候補者の政見放送の順序を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりです。

令和4年7月21日

長野県選挙管理委員会委員長 北 島 靖 生

1 場 所 長野市大字南長野字幅下692の2

長野県選挙管理委員会室

2 日 時 令和4年7月21日 午後5時30分

選挙管理委員会

選告示第41号

政見放送及び経歴放送実施規程(平成6年自治省告示第165号)第4条第1項の規定により、令和4年8月7日執行の長野県知事選挙において、経歴放送のみを行う候補者の放送は、政見放送の申込みをした候補者の放送終了後に行います。この場合において、経歴放送のみを行う候補者が2人以上のときは、その放送の順序は、くじにより定めるものとします。

令和4年7月21日

長野県選挙管理委員会委員長 北 島 靖 生

選挙管理委員会

選告示第42号

令和4年8月7日執行の長野県知事選挙の選挙会の場所及び日時は、次のとおりです。

令和4年7月21日

長野県選挙管理委員会委員長 北 島 靖 生

1 場 所 長野市大字南長野字幅下692の2 長野県議会棟402号会議室

2 日 時 令和4年8月10日 午前11時

選挙管理委員会

選告示第43号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第113条第3項の規定により、長野県議会議員補欠選挙(上伊那郡選挙区)を行う事由が生じたため、令和4年7月22日から当該選挙の期日までの間、同法第143条第16項の規定により、同項第2号に規定するポスターを掲示することができません。

県

報

令和4年7月21日

長野県選挙管理委員会委員長 北 島 靖 生

選挙管理委員会

選告示第44号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第113条第3項の規定により、長野県議会議員補欠選挙(上伊那郡選挙区)を行う事由が生じたため、令和4年7月22日から当該選挙の期日までの間、同法第199条の5の規定により、寄附をすることができません。

令和4年7月21日

長野県選挙管理委員会委員長 北 島 靖 生

選挙管理委員会

選告示第45号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第113条第3項の規定により、長野県議会議員補欠選挙(上伊那郡選挙区)を行う事由が生じたため、令和4年7月22日から当該選挙の期日までの間、上伊那郡選挙区の区域内においては地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)及び市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)の規定に基づくすべての直接請求のための署名を求めることができません。

令和4年7月21日

長野県選挙管理委員会委員長 北 島 靖 生

選挙管理委員会

長野県知事選挙選挙長告示第1号

令和 4 年 8 月 7 日執行の長野県知事選挙における選挙立会人のくじを行う場所及び日時は、次のとおりです。 令和 4 年 7 月21日

長野県知事選挙選挙長 北 島 靖 生

1 場 所 長野市大字南長野字幅下692の2 長野県選挙管理委員会室

2 日 時 令和4年8月4日 午後5時30分

選挙管理委員会